

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1. 福祉用具貸与の例外給付とは

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについては、様々な疾病、その他の原因等によって、P4・表1「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する方々の利用が想定されており、軽度者においてこれらの状態像に該当する方は、比較的少数であると考えられています。

したがって、軽度者に係る福祉用具貸与の取り扱いについては、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

2. 対象者

要支援1、要支援2、要介護1(自動排泄処理装置のみ要介護2、要介護3)

3. 対象種目

- ①車いす(電動車いすを含む)及び車いす付属品
- ②特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③床ずれ防止用具 ④体位変換器
- ⑤認知症老人徘徊感知機器 ⑥移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ⑦自動排泄処理装置

4. 提出書類

- ①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼書
 - ②主治医からの情報(電話でケアマネージャーが確認した場合には、不要)
 - ③医学的所見が記載されているサービス担当者会議の要点(第4表又はE表)
 - ④署名等済の居宅サービス計画書(第1～3表又はA～D表)
- ※②があったとしても、サービス担当者会議等の議事録には医学的所見を記載して下さい。
(医療機関名・医師名・確認日・福祉用具貸与が必要な理由を必ず記載すること)

5. 提出時期

- | |
|---|
| <p>(1)軽度者が、新規で福祉用具を利用する場合
→貸与開始日までに提出書類①～④を提出</p> <p>(2)軽度者の要介護認定が更新される場合
→見込まれる要介護度が軽度者であれば、新しい被保険者証の開始日までに①～④を提出</p> <p>(3)要介護認定の申請と同時に福祉用具を利用したい場合
→要介護認定の申請と同時に①～④を提出</p> <p>(4)要介護認定申請中に要介護2以上を見込んで福祉用具を利用していたが、認定結果が軽度者であった場合
→認定結果が確認できるようになった日から原則2週間以内に①～③と④は暫定プランと本プランの両方プランを提出</p> |
|---|

6. 福祉用具貸与までの流れ

I 利用者の状態の確認

ケアマネージャーは、利用者の状態が福祉用具貸与の例外的給付に対象になりうるものか、かつ福祉用具の使用が自立に効果的であるかを確認します。



II 医学的所見の確認

次のいずれかの方法により医学的所見を確認します。

①主治医意見書による確認②医師の診断書③ケアマネージャー等の医師への聴取による確認

※②があつたとしても、サービス担当者会議等の議事録には医学的所見を記載して下さい。

(医療機関名・医師名・確認日・福祉用具貸与が必要な理由(i ~ iii)を必ず記載すること)



III サービス担当者会議の開催

医師の医学的所見を基に、「福祉用具の必要性について」を話し合います。



IV 市へ書類の提出

利用者にとっての福祉用具貸与の必要性を市で判断します。

【提出書類】

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼書

②主治医からの情報(電話でケアマネージャーが確認した場合には、不要)

③医学的所見が記載されているサービス担当者会議の要点(第4表又はE表)

④署名等済の居宅サービス計画書(第1～3表又はA～D表)



V 貸与開始

ご提出後、1週間程度で上尾市から「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認結果通知書」が送付されます。原則、受付印の日付から福祉用具貸与が可能となります。ただし、申請書を提出することで貸与が認められるものではありません。申請をしても、貸与の必要性が無いと判断された場合には、介護保険の利用による貸与はできません。必ず、利用者へ自己負担の可能性を説明したうえで申請して下さい。※申請しなくても貸与できる場合があるので、次頁の「軽度者の福祉用具貸与に係るフロー」を必ず確認して下さい。

軽度者の福祉用具貸与に係るフロー

軽度者(要支援1・2、要介護1)である

※自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く)については、要介護2・3も含む

はい

いいえ

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する
基本調査の結果に該当する。※次頁参照

はい

①確認依頼書の提出は不要
サービス担当者会議を通じた適切な
ケアマネジメントにより、必要性を判断
して下さい。

いいえ

・貸与種目が「車いす及び車いす付属品」で、
「厚生労働大臣が定める者のイ」において、
(二)日常生活範囲における移動の支援が特
に必要と認められる者に該当する。
・貸与種目が「移動用リフト」で「厚生労働大臣
が定める者のイ」において(三)生活環境にお
いて段差の解消が必要と認められる者に該当
する。

はい

②確認依頼書の提出は不要
主治医から得た情報及びサービス担
当者会議を通じた適切なケアマネジメ
ントにより、必要性を判断して下さい。

いいえ

次の i)～ii)のいずれかに該当することが医学的な所見に基づき判断され、
サービス担当者会議当を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が
特に必要であると判断されている。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によ
って、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具
が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回
避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

いいえ

福祉用具
貸与費の
給付がで
きません。

はい

③市へ確認依頼書の提出が必要

必要書類

- ①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼書
- ②主治医からの情報(電話等で聴取した場合は、サービス担当者会
議の要点等に記載すること)
- ③サービス担当者会議の要点(第4表又はE表)
- ④署名等済の居宅サービス計画書(第1～3表又はA～D表)

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、必要性を判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、必要性を判断
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

